

春日部市小中一貫教育及び 学校再編に関する基本方針

平成25年9月

春日部市教育委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 現状	2
2.1 小中一貫教育の現状	2
2.2 地域との連携の現状	4
2.3 通学区域の現状	6
2.4 児童生徒数の現状	8
2.5 学校規模の現状	10
3. 基本的な考え方	12
「春日部市が目指す、地域と連携した学校再編プログラム」	
4. 小中一貫教育推進のための学校再編	13
4.1 義務教育9年間を見通した教育の推進	13
4.2 小中一貫教育における施設の設置形態及び必要な施設条件	14
4.3 教職員の指導力向上、研修体制の充実	15
4.4 推進体制の整備と実施プランの策定	15
5. 学校の適正規模を目指す学校再編	16
5.1 適正規模の範囲	16
5.2 学校規模によるメリット・デメリット	17
5.3 適正規模化の必要性及び効果	19
5.4 適正規模化を行う上での留意点	20
5.5 適正規模化の方針	21
6. まちづくりとしての学校再編	22
6.1 学校施設の役割	22
6.2 学校施設の活用	22
6.3 耐震補強・長寿命化対策	23
7. 魅力ある学校づくりとしての学校再編	25
7.1 地域と連携した特色ある学校づくり	25
8. 今後に向けて	26
8.1 小中一貫教育を推進する上での課題	26
8.2 学校の適正規模化を推進する上での課題	26
9. おわりに	27

1. はじめに

現在、中学校が抱えている喫緊の課題として、学力の向上に加え、中1ギャップと呼ばれる、不登校をはじめとする中学校生活への不適応が挙げられている。そこで、義務教育9年間を見通した教育の推進や、家庭・地域の理解と協力を得ながら、小中が連携し、子どもたちへのさまざまな働きかけを通して、子どもたちの学びと育ちの連続性を重視した教育の実践が求められている。

具体的には、児童が、小学校から中学校への進学において、不登校などが増加したりするいわゆる中1ギャップなどの問題に対応するために、小学校と中学校の連携、接続のあり方について改めて見直し、児童生徒のよりよい学びを実現できるような小中一貫教育に対する取組や研究が盛んになってきている。

また、本市では、昭和40年代から50年代にかけて、児童生徒数の増加に対応するため次々と小学校や中学校が整備され、現在は小学校24校、中学校13校となっている。しかし、近年は、少子化の進行により、児童生徒数が減少しており、特に市周辺部で小規模化した学校が増えている。

このような児童生徒数の減少や小規模校の増加は全国的な傾向であり、学校の活力や教育効果を維持する上でさまざまな課題が生じている。このため、多くの自治体で、子どもたちにとってよりよい教育環境を整備しようと、通学区域の変更や学校の統廃合を含めたさまざまな取り組みがなされている。

本市においては、今後さらに児童生徒数が減少していくことが予想され、市立小中学校の適正規模や適正配置などに関連する事項を調査検討する必要があることから、平成23年5月、教育委員会の内部組織として「春日部市立小中学校の特色ある教育づくり及び適正規模検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、市域全体の小中学校の特色ある教育づくり及び適正規模の推進と、望ましい学校の教育環境整備に関する調査・検討を行った。

平成24年度は、検討委員会の調査・検討を踏まえ、市域全体の、よりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を目指し、春日部市教育委員会として、小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定するため、学識経験者などによる「春日部市小中一貫教育及び学校再編検討会議」（以下、「検討会議」という。）を開催した。

検討会議では、小中一貫教育の状況、学校と地域との関係、通学区域の現状、今後の児童生徒数の予想などを基に、基本方針（案）の策定に向け、意見交換などを行った。

平成25年度は、春日部市立小・中学校学区審議会での審議を経て、市民意見提出手続を実施した。

これらを踏まえ、基本方針を決定した。

2. 現状

2.1 小中一貫教育の現状

春日部市教育委員会では、地域とともに歩む学校づくりを目指し、小中が連携した教育の推進を支援している。

平成23年度、「1中学校区1小学校」という関係である立野小学校と大增中学校において、県教育委員会の「生徒指導における小中一貫推進モデル事業」の指定を受け、生徒指導における小中一貫教育の研究を進めた。その成果をもとに、今年度は、学力向上などを図っていくために、新たに「小中一貫教育推進モデル事業」の委嘱を受け、引き続き研究を進めている。

①市内小中学校における現状

～立野小学校と大增中学校による小中一貫教育の取組例～

【児童生徒の交流例】

- ア あいさつ交流
- イ 部活動指導交流
- ウ 小学校の運動会で中学校陸上部のリレー実演
- エ 小学校の音楽の広場で中学校吹奏楽部が演奏



【教員の交流例】

- ア 授業参観と授業ルールの確認
- イ 出前授業
- ウ 生徒指導委員会の交流
- エ 小・中合同研修会



②県内の状況

ア 平成24年度 埼玉県教育委員会小中一貫教育推進モデル事業実施校

市町名	関係学校数	取組の重点
鴻巣市	4	算数・数学、外国語活動、体育・保健体育
新座市	4	算数・数学、毎時の学習スタイル（話し合いなどの言語活動の充実、資料活用、自分の考えの論述場面の工夫）
入間市	2	算数・数学
嵐山市	2	算数・数学
熊谷市	3	算数・数学、社会性を育むカリキュラムの編成（スキル教育）
深谷市	3	算数・数学、総合的な学習の時間、道徳、理科、外国語活動
宮代町	3	理科、小・中児童生徒のつまずきの分析などに基づいたカリキュラムの作成
春日部市	2	- 算数・数学の小中の内容の系統性を考え、系統図・カリキュラムの作成。小学校高学年と中学1年生の算数・数学の授業における、教職員の交流 - 小中共通した生活・授業規律の作成・改善を実施

イ その他の先進的な取組例

市町名	関係学校数	取組の重点
八潮市	市内全校 小10中5 5ブロック	市内全小中学校が「教育課程特例校」に指定され、「えらべる科」「英語活動」「ふるさと科」など新たな教科を設置し、子どもたちの実態にあった教育課程についての研究

③小中一貫教育のねらい

現在、小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化などになじむことができず、いじめや不登校が増加するなど、いわゆる中1ギャップと呼ばれる学校生活への不適応状態が増加傾向にあり、その解消が義務教育9年間における喫緊の課題となっている。

そこで、小学校から中学校への接続の円滑化を図ることにより、義務教育9年間を見通した教育の推進や、家庭・地域の理解と協力を得ながら、小中が連携し、子どもたちへのさまざまな働きかけを通して、子どもたちの学びと育ちの連続性を重視した教育の実践が求められている。

このことについては、中央教育審議会作業部会においても「小中連携、一貫教育を推進する全国の小中学校及び市町村の主体性と創意工夫が発揮されることにより、小

中学校教育が活性化し、教育内容や指導方法の充実が図られることで、義務教育期間全体として教育の質が向上し、義務教育の目的、目標に掲げられているような資質や能力、態度をより良く養うことにより、子どもたちがこれからの社会をたくましく生き抜いていくための力をよりよく身に付けていくことを期待する。」と示されているところである。

2.2 地域との連携の現状

①子どもと地域との関係

地域の子どもは地域で学び、地域で育てる環境づくりを基本に、自治会や子ども会などのコミュニティ活動と通学区域の整合性を保ち、子どもの健全育成を図るとともに、学校、家庭、地域社会の協力関係を築いている。

多くの学校では、地域の伝統文化への参加、文化祭、羽根突き大会等のイベントへの参加など地域と一体的な取り組みとなっている。これらにより、事業の成功に寄与してきている。

取組の例として、南桜井小学校の児童が西金野井神社で行われる獅子舞に参加したり、正善小学校の児童合唱団「ひろばの風」が日頃の活動成果を、地域の公民館において保護者や地域住民に発表したりして、地域との連携を深めている。

このように、市内小中学校の児童生徒が地域に積極的に参加し、地域との連携を深めている。



②学校と地域との関係

学校は地域社会と深い結びつきを持ち、地域の精神的・文化的・社会的拠点としての歴史や背景があるだけでなく、まちづくりの拠点や災害時の避難場所としての機能も持っている。また、子どもの安全を守るということに関しても、地域の協力が欠かせないことから、PTA・学校応援団など地域と学校



が連携して活動を行える環境を維持・発展させる取組が行われている。

一例として、武里南地区の「愛の一声運動」では、武里南小・武里西小・中野中・谷原中学区の地域の 方々と、教職員・P T Aの方々が集まり、児童生徒の安全を地域全体で見守っている。

また、小学校では全校にスクールガードリーダーを配置し、学校応援団とともに登下校時の交通安全指導を展開している。

③高校・大学との関わり

庄和地域では庄和高校を交え、小中高連絡協議会を設置し、教職員相互の授業参観や合同研修などを通して連携を深めている。

桜川小学校では「親子地域ふれあいアフタヌーンコンサート」を開催し、地域の幼稚園、葛飾中学校、庄和高校が参加し、幼稚園から高校まで連携した取組を実施し、多くの地域の方々に参加していただいている。

また、牛島小学校と春日部工業高校との交流事業は10年以上続いており、平成23年度は、両校の小学生と高校生が木工製作の授業や給食などのふれあい体験を行っている。

大学との連携については、市内の共栄大学や、近隣の文教大学、埼玉大学、日本工業大学、県立大学などと事業を進めている。具体的には、大学教授を研究発表会などの講師や指導者として招聘したり、大学生による授業支援を依頼したりするなど、市内の多くの小中学校で大学との連携を深めている。

特に、モデル校として研究委嘱をしている八木崎小学校では、埼玉大学と連携し、I C Tに関する教育の推進を図っている。また、備後小学校では、市内の共栄大学と連携し、読解力・表現力の育成に関する教育の推進を図っている。



2.3 通学区域の現状

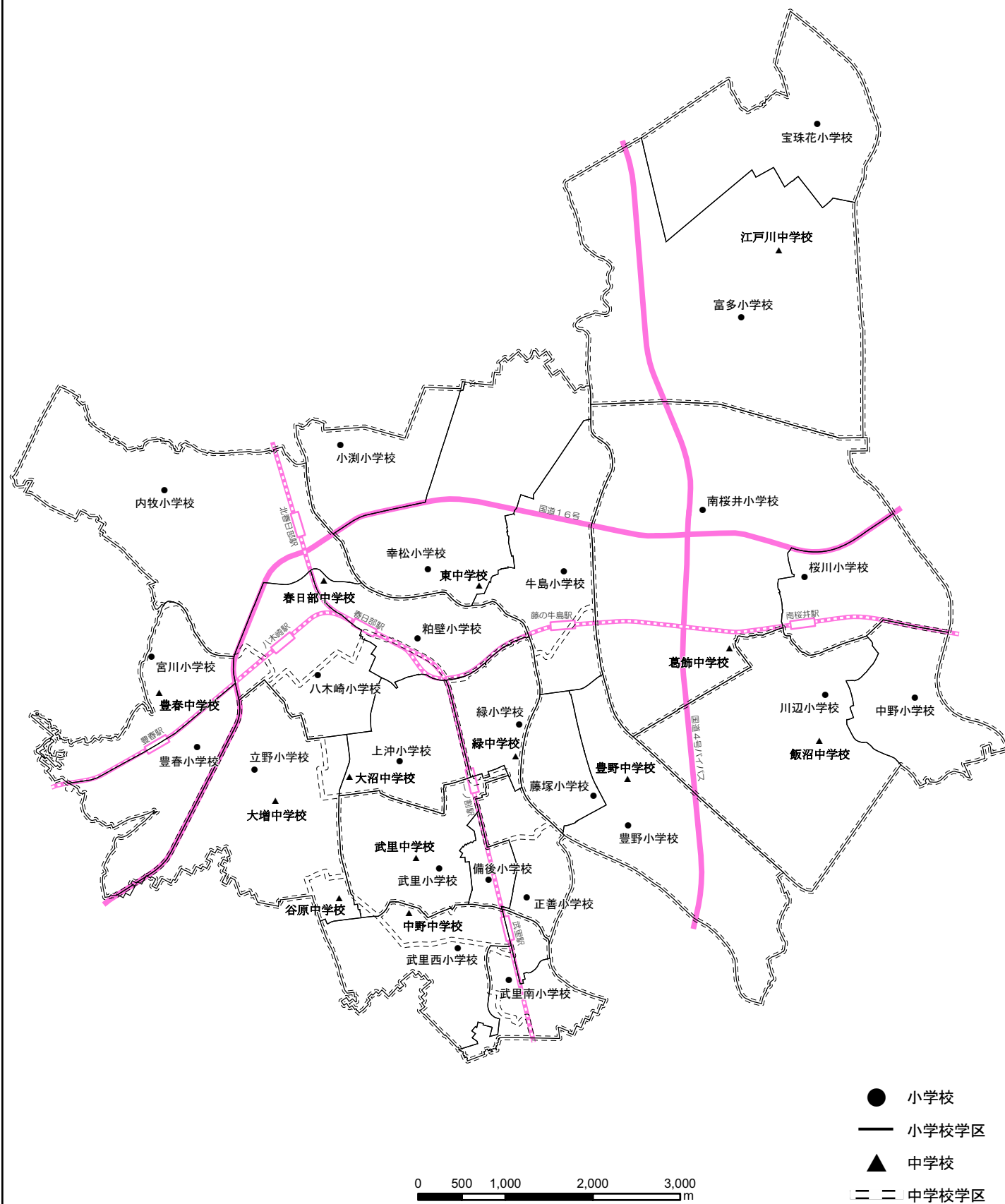
本市の通学区域については、基本的に道路・河川等の地理的状況に基づき、通学時における安心・安全の確保、学校の適正規模、通学距離等を勘案し設定しており、「春日部市立小・中学校通学区域に関する規則」により定められている。本市では、この規則に基づき、住所地によって学区を決定し、就学する学校を指定する「学区制」としている。ただし、春日部地域の一部の学区に関して、弾力的な取扱いをすることができる区域（調整区域）を定めている。

この区域は、平成10年度に4区域、さらに、平成16年度に3区域を、指定校以外に通学可能な選択校をそれぞれ定め、保護者からの申出により、指定校以外の学校を選択できるものである。

また、庄和地域では、平成16年度から保護者の希望により、自分の子どもたちの就学する学校を自由に選べる制度として、学校選択制を実施している。

小学校から中学校への進学時における通学区域は、春日部地域では、1つの小学校から2つ以上の中学校に進学したり、1つの中学校に3つ以上の小学校から進学する場合がある。また、庄和地域では、6つの小学校から3つの中学校への進学となり、それぞれ2つの小学校が1つの中学校に進学する。

小・中学校 通学区域図



2.4 児童生徒数の現状

平成24年5月1日現在の市内の小中学校における児童生徒数及び学級数は、次のとおりである。

◆学校別児童生徒数及び学級数（平成24年5月1日現在）

小学校

No	学校名	児童数	学級数	No	学校名	児童数	学級数
1	粕壁小	853(20)	25(3)	13	立野小	687(6)	21(1)
2	内牧小	556(14)	18(3)	14	宮川小	236	9
3	豊春小	686(13)	21(3)	15	藤塚小	311(4)	12(1)
4	武里小	422	14	16	小渕小	354	12
5	幸松小	503(7)	17(2)	17	武里南小	518	18
6	豊野小	447(3)	14(1)	18	武里西小	587(14)	18(2)
7	備後小	331(11)	12(2)	19	宝珠花小	75	6
8	八木崎小	748(2)	24(1)	20	富多小	79	6
9	牛島小	573(7)	18(2)	21	南桜井小	397(2)	12(1)
10	緑小	481(6)	16(1)	22	川辺小	492(7)	16(2)
11	上沖小	870(8)	25(2)	23	桜川小	657(42)	18(6)
12	正善小	541(2)	18(1)	24	中野小	215(1)	7(1)
				合 計		11,619(169)	377(35)

中学校

No	学校名	生徒数	学級数	No	学校名	生徒数	学級数
1	春日部中	1,058(9)	29(2)	8	中野中	405	12
2	東中	573(14)	16(2)	9	緑中	390(3)	10(1)
3	豊春中	477(8)	13(2)	10	大增中	387	11
4	武里中	625(20)	18(3)	11	江戸川中	119	4
5	谷原中	234	7	12	葛飾中	487(22)	14(4)
6	大沼中	596(4)	17(2)	13	飯沼中	278(3)	9(1)
7	豊野中	535(6)	15(1)	合 計		6,164(89)	175(18)

注1) () は児童生徒数、学級数ともに特別支援学級で外数である。

上記のとおり、学校によってかなりの差があり、最大規模の小学校は、児童数では上沖小学校で、878人、学級数では粕壁小学校で、28学級である。また、最小規模の小学校は、宝珠花小学校で、児童数は75人、学級数は6学級である。

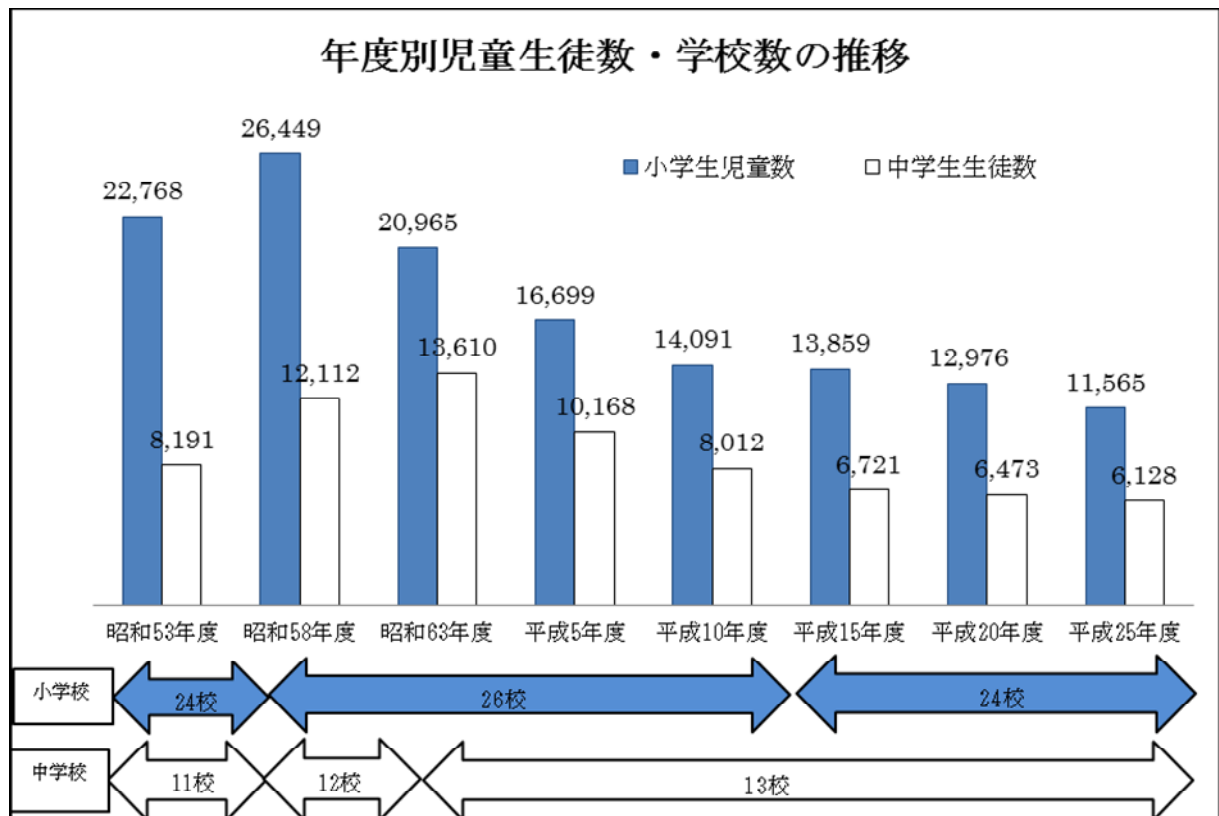
そのため、最大規模校と最小規模校との差は、児童数では803人、学級数では22学級となっている。

また、最大規模の中学校は、春日部中学校で、生徒数は1,067人、学級数は31学級であり、最小規模の中学校は、江戸川中学校で、生徒数は119人、学級数は4学級である。

そのため、最大規模校と最小規模校との差は、生徒数では948人、学級数では27学級となっている。

なお、本市の児童生徒数の推移をみると、児童数は昭和57年の26,733人、生徒数は昭和62年の13,972人をピークに減少しており、平成24年5月1日現在では、児童数は11,619人でピーク時の43.5%、生徒数は6,164人でピーク時の44.1%であり、児童生徒数ともにピーク時の半分以下になっている。

現在、小中学校の児童生徒数の減少は、やや緩やかになっており、今後の見通しでは、平成29年度において、児童数は11,697人で微増、生徒数は5,767人で減少すると推計される。



2.5 学校規模の現状

本市の学校規模の現状は、小学校では、昭和60年度に過小・小規模学校が2校、8%であった。平成15年度に武里団地内の児童の減少により4校を廃止し2校の新設を行ったが、平成24年度では4校、17%に増加している。5年後には5校、21%と見込まれ、単一学級校があるものの、大半が適正規模となると見込まれる。

中学校では、昭和60年度に過小・小規模学校が1校、8%であったものが、平成24年度では、5校、38%と大幅に増加し、5年後には6校、46%に増加することが見込まれる。

◆学校規模の定義（小中学校とも同様）

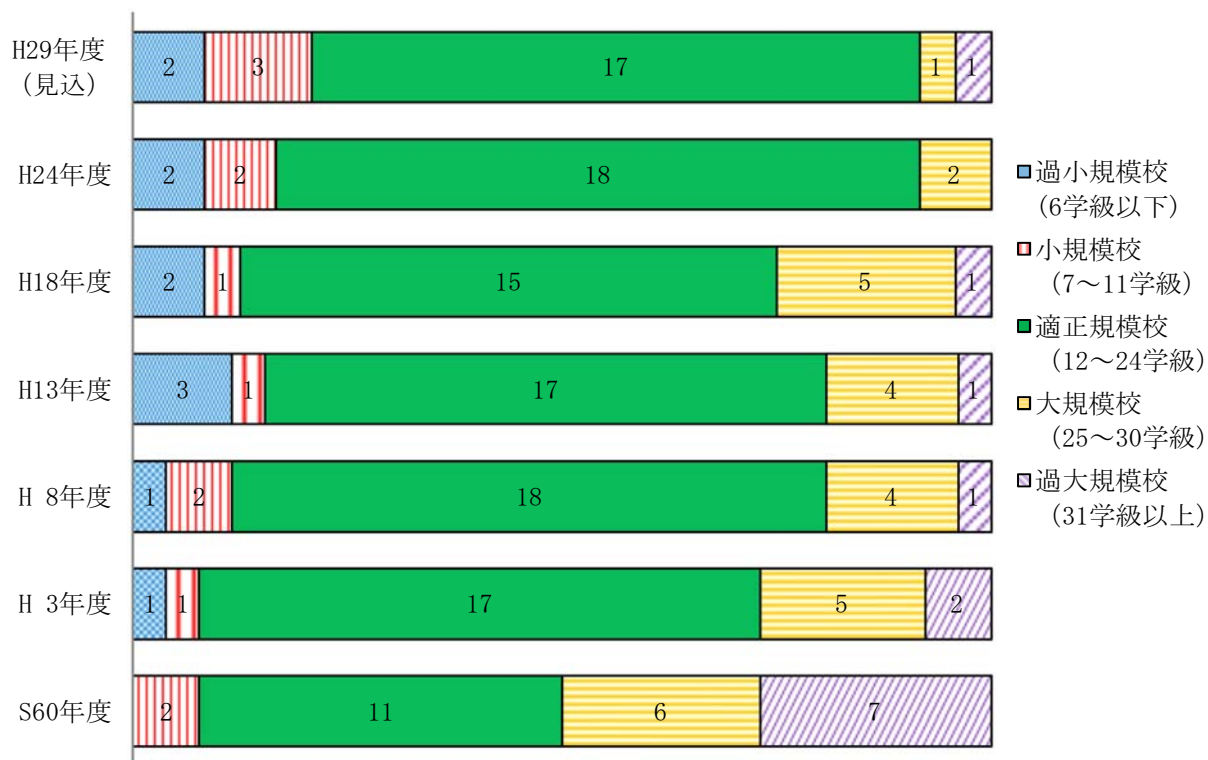
学級数	6学級 以下	7～11 学級	12～24 学級	25～30 学級	31学級 以上
規 模	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校

（参考）国の基準 学校教育法施行規則、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

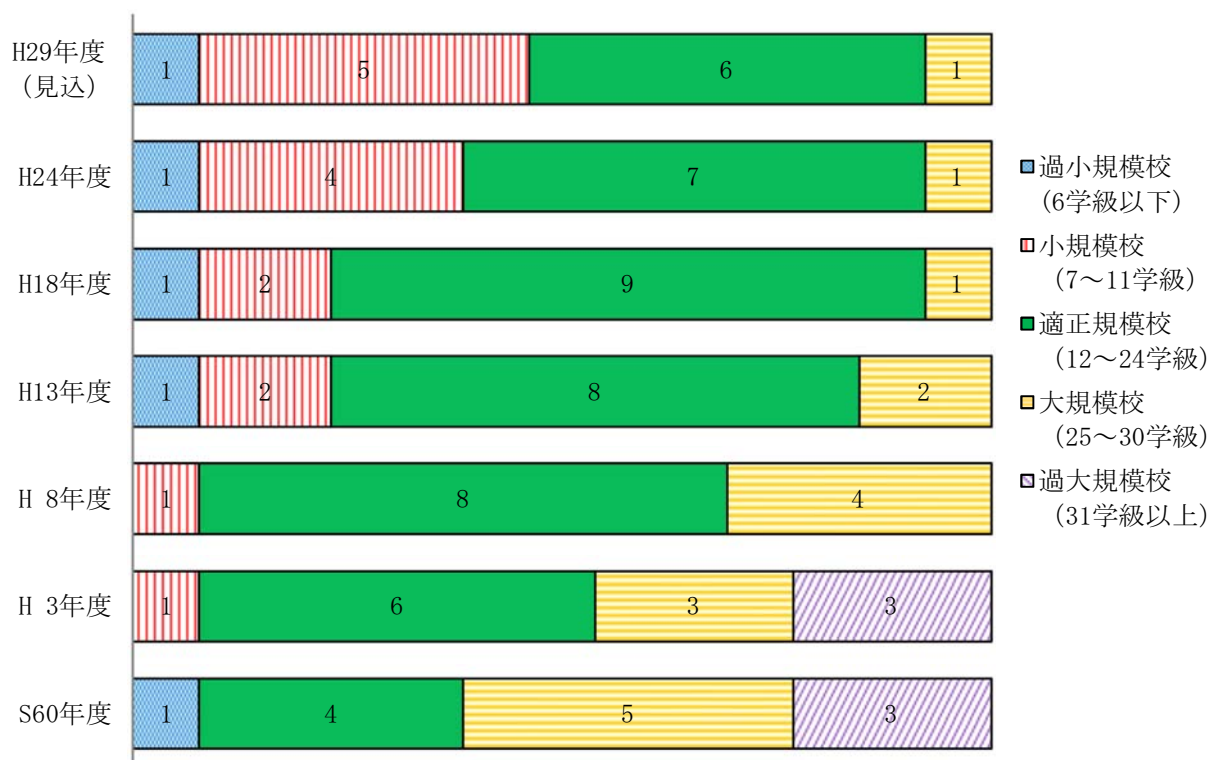
◆春日部市の学校規模（平成24年5月1日現在）

	小学校	中学校	計
過小規模校	2	1	3
小規模校	2	4	6
適正規模校	18	7	25
大規模校	2	1	3
過大規模校	0	0	0
計	24	13	37

小学校 規模別学校数の推移



中学校 規模別学校数の推移



3. 基本的な考え方

「春日部市が目指す、地域と連携した学校再編プログラム」

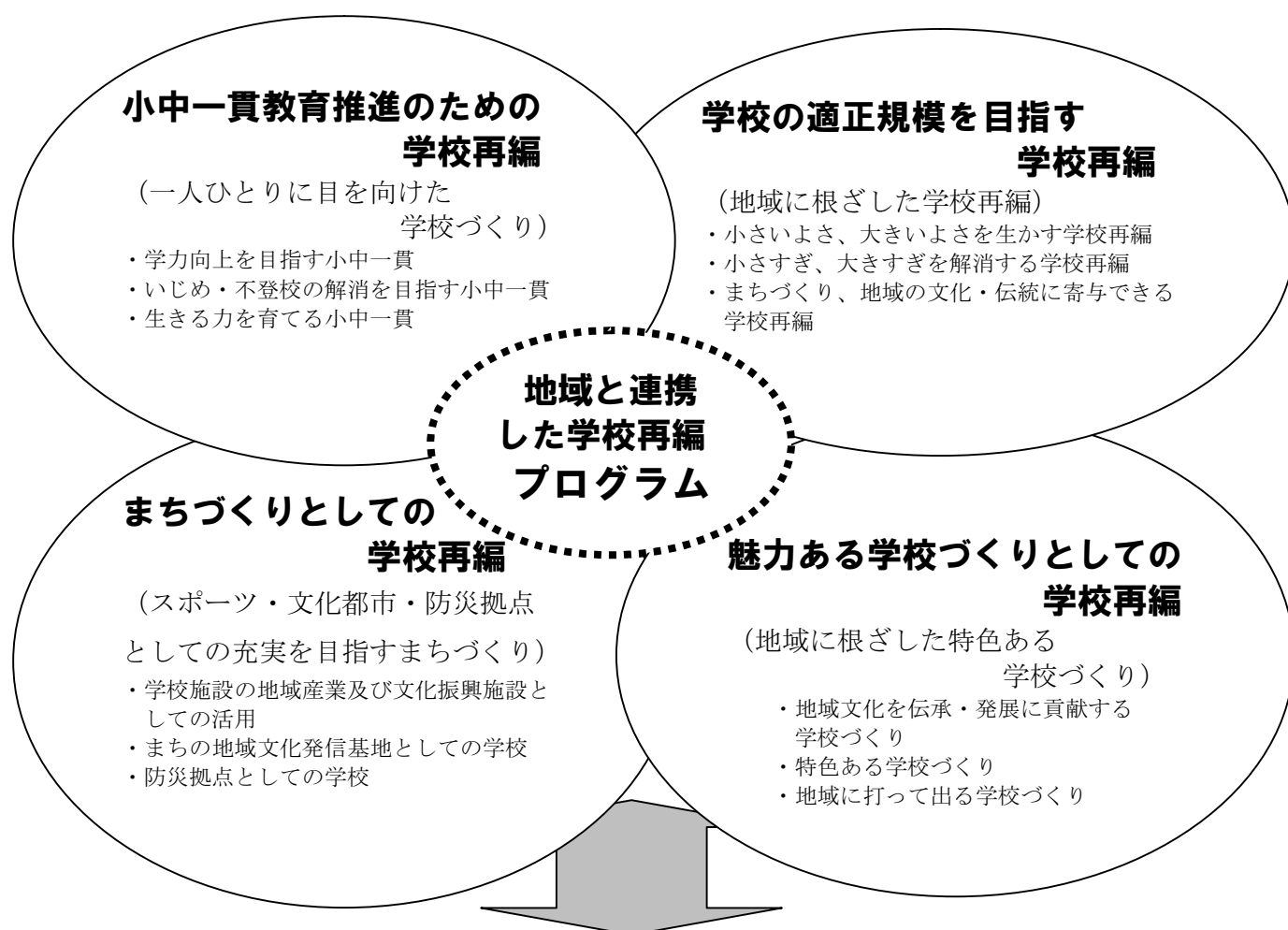
春日部市教育委員会では、確かな学力と豊かな心、健やかな体をバランスよく育み、自ら学び、自ら考える「生きる力」を育成することを狙いとした「かすかべっ子 はぐくみプラン」を平成21年度に策定し、特色ある教育を推進している。

また、「伝え合い、学び合い、育ち合い、思い合いがうれしい教室」を合言葉に、交流を通して、子どもたちに友達と学ぶことの喜びを味あわせるとともに、思考力、判断力、表現力を身に付ける学習指導法である「春日部メソッド」を推進している。

現在、市内の小中学校では、「かすかべっ子 はぐくみプラン」、「春日部メソッド」の推進に当たり、公立学校の強みは地域とともにあることを掲げ、さまざまな場面で地域との連携を進めている。

そのため、学校再編について考える際には、地域づくりを起点とした発想が必要となる。

そこで、学校再編を考える際の基本コンセプトを、次のとおり定める。



春日部市「かすかべっ子 はぐくみプラン」 & 「春日部メソッド」(学習指導法)

“春日部市総合振興計画の学校教育に係る指針” 確かな学力と豊かな心、健やかな体をバランスよく育み、自ら学び、自ら考える「生きる力」の育成

4. 小中一貫教育推進のための学校再編

4.1 義務教育9年間を見通した教育の推進

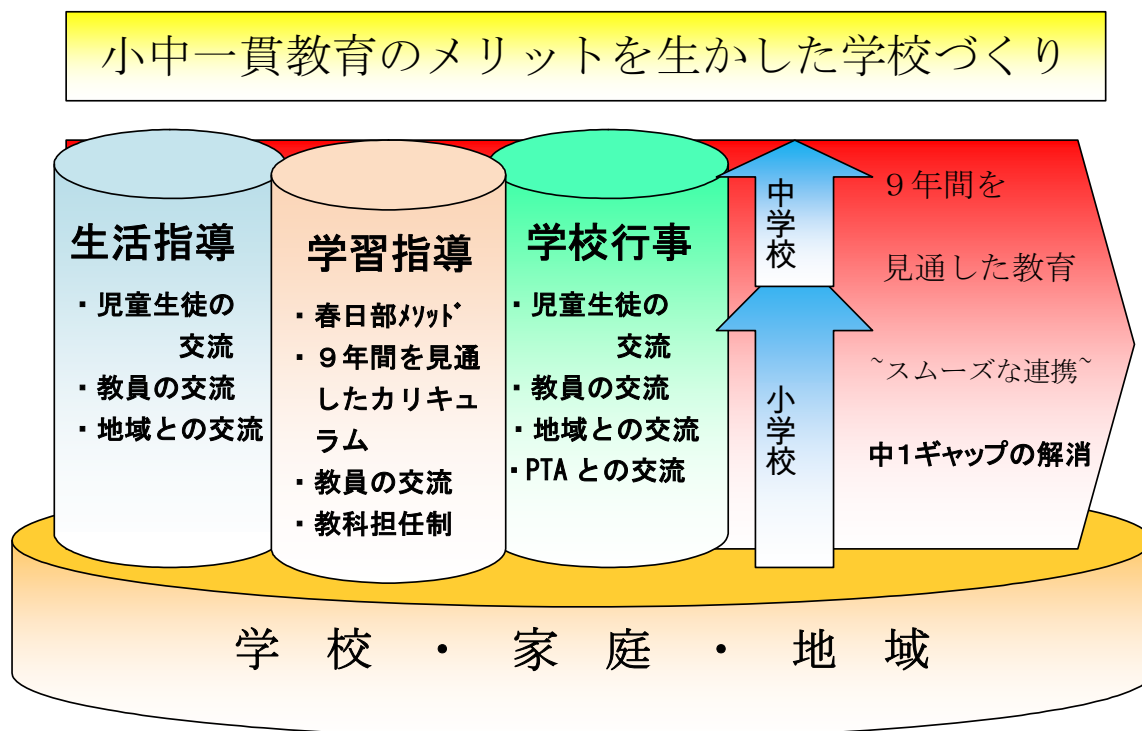
義務教育9年間を見通し、小中一貫（連携）教育の方針を次のように定める。

◆小中一貫（連携）教育の方針

- ①春日部メソッド（「伝えあい・学びあい・育ちあい・思い合いがうれしい教室」づくり）の小中連携による充実を図る。
- ②中1ギャップなどの現状から、教育課程の連続性とそれぞれの学校の特色づくりを目指し、小中一貫教育を進める。
- ③教育課程の統合と教育づくりにより、学校教育の活性化を図る。

具体的には、

- ・小学校高学年における一部教科担任制の拡充
- ・中学校区内の小中一貫教育のコーディネート
- ・小中学校9年間を見通したカリキュラム編成
- ・児童生徒の交流
- ・教員の交流
- ・地域の教育資源を活用した特色ある活動
- ・PTAなどの交流 など



4.2 小中一貫教育における施設の設置形態と必要な施設条件

①小中一貫教育を実施するための施設の設置形態

小中一貫教育を実施するための施設には、次の3つの設置形態がある。

(ア) 施設一体型

同一校舎内に各ブロックごとの教室があり、組織・運営ともに一体の小中一貫教育を実施する。学校施設については、施設を新しく建てたり、既存の施設を改築したりするなど工夫する必要がある。また、組織・運営は、校長を中心に、小中学校教職員が一体となって教育活動を実施する。

(イ) 併設型

隣接する小中学校で、カリキュラムや教育目標に一貫性をもたせ、学校行事を合同で実施する。

(ウ) 分離連携型

離れた場所に位置する小中学校で、カリキュラムや教育目標に一貫性をもたせ、互いに連携を図りながら教育活動を実施する。

②小中一貫教育における必要な施設条件

小中一貫教育における必要な施設条件は、設置形態により異なり、次のとおりとなる。

(ア) 施設一体型

- ・施設一体型の小中一貫教育校の整備には、小中連携を育む設計プロセスの構築が必要であり、広く学校関係者や地域住民が参加する体制づくりが重要である
- ・小中一貫教育の導入に伴う児童生徒数の動向予測など、学級数の設定には特に入念な検討が必要である
- ・敷地を選定する際は、小中連携に関する学校行事や部活動の実施方法を想定し、十分な面積が確保できるか確認が必要である
- ・各々の学年区分の教育内容や授業形態にふわさしい空間を構成することが大切
- ・校舎を併設することで、共有部分を活用し、小中の連携・交流を効果的に行うことができるよう計画が必要。例えば、図書室やランチルームなどを共有化することにより、児童生徒が一同に会した交流・連携や図書室の蔵書の共同活用など知的好奇心を高めることが期待できる
- ・施設の共有化は小中の連携効果を高める上で効果が大きい。体格差の大きい子どもが同時に使用することを前提に安全面への配慮が不可欠である
- ・異学年交流スペースや地域連携スペースを積極的に設けるとともに、自然発生的な交流を演出する設計上の工夫に配慮が必要である

- ・莫大な費用が必要となり、財政面から慎重な検討が必要である

(イ) 併設型

- ・学校間に連絡通路を敷設することによって、お互いに児童生徒や教員の行き来を容易にする必要がある
- ・児童生徒や教職員の学校間の移動を円滑かつ活発に行うことを考え、財政面と教育活動の両面から効率化に検討することが必要である
- ・既存の施設を活用するとしても、改装や増築などの費用が必要となり、財政面から慎重な検討が必要である

(ウ) 分離連携型

- ・既存の施設を活用することができるので、小中一貫教育に取りかかりやすい利点を生かす必要がある
- ・小中学校の教職員が連携を行うために活動する会議室などが必要である

4.3 教職員の指導力向上、研修体制の充実

教職員の効果的な配置改善を図るとともに、研修や支援体制の充実に努め、教職員の資質向上を図るため、教職員の指導力向上、研修体制の充実の方針を次のように定める。

◆教職員の指導力向上、研修体制の充実の方針

- ・小中一貫教育推進のための研修会の充実
- ・管理職や主幹教諭、教務主任、教員を対象とした研修会などの充実
- ・小学校の教科担任制度の活用のための指導に関する研修などの実施
- ・積極的な出前授業の実施
- ・学力向上を目指した授業力向上のための学校訪問指導の実施
- ・9年間を見通したカリキュラムの研究支援
- ・春日部市教育委員会研究委嘱事業の推進
- ・春日部市教育研究会の活動支援
- ・小中学校間の教員の人事交流の促進
- ・小中学校間での校内研修への参加や出前授業などの教員相互の交流の実施

4.4 推進体制の整備と実施プランの策定

小中一貫教育推進のため、推進体制の整備として、教育委員会事務局にプロジェクトチームを設置する。また、実施プランを策定する。

5. 学校の適正規模を目指す学校再編

5.1 適正規模の範囲

学校は、子どもたちが知識や学力、体力を身につけるとともに、集団の中で豊かな人間関係を築き、さまざまなことを学習しながら自主・自立性を育んでいく場である。発達段階における子どもの人格形成面においても、学校でのグループ活動や部活動、学校行事などを通して社会性を育むことが求められている。

そのためには、ある程度の学校規模が必要であり、学校規模が小さくなると、集団教育の良さが生かされないことにもなりかねない。また、学校規模が大きくなると、教室数が不足するなど、施設面などでの弊害が生じる。

そこで、学校規模のメリットやデメリットを考慮し、特色ある教育効果が得られる学校規模を「適正規模」とし、国の「適正規模」基準を参考に次のように定め、これを目指すものとする。

学校規模の定義（小中学校とも同様とする）

学級数	6 学級以下	7 ～ 11 学級	12～ 24 学級	25～ 30 学級	31 学級 以上
規 模	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校

（参考）国の基準

◇学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第 79 条 第 41 条から（中略）第 68 条までの規定は、中学校に準用する。（後略）

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。

(2) （略）

2 5 学級以下の学級数の学校と 前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。

5.2 学校規模によるメリット、デメリット

学校は学力の向上を図るとともに、集団の中で交流を通して学び、多様な個性とふれあい、切磋琢磨し、豊かな人間関係を育む場である。

望ましい教育環境を考える上で大切なことは、社会性や協調性を培い、人間関係を築くことができるとともに、学習活動や学校行事を実施する際に、安全で十分な活動場所が確保できる学校規模であることである。

そこで、小規模校や大規模校におけるメリット・デメリットを、次のように整理した。

◆小規模校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
・教職員が児童生徒一人ひとりの特性や家庭環境などを十分に把握した指導ができる ・授業や運動会、文化祭などの学校行事で児童生徒の活躍の場が豊富である ・児童生徒、教員、保護者のそれぞれがお互いをよく知り、結びつきが深い ・教材教具の割り当てが多い ・運動場や特別教室など学校施設を、余裕をもって使用できる ・校外学習などで児童生徒の行動を掌握しやすい ・教職員の人数が少ないため、指導方針や校務などについて、共通理解が得やすい ・学校全体の運営を考えての協力体制がとりやすい ・PTA活動などに参加する機会が多くなり、一人ひとりの参加意識が高くなる	・児童生徒数の減少が進むと、複式学級となり、2つ以上の異なる学年の児童生徒が同じクラスで活動するようになる ・児童生徒間の交流が限られているため、適度な刺激や切磋琢磨の機会が少ない ・成績が序列化しやすく、新たな意見を出し挑戦しようとする意欲が低下しやすい ・学級編制が固定化しているため、人間関係の固定化や序列化を招く恐れがある ・いじめなど人間関係に破綻が生じると、修復が困難になりやすい ・運動会など全校一体となった活動がスケールの小さいものになる ・学習活動において多様なグループ分けが難しい ・生徒会活動や部活動などに制限が加わる ・教員の教材研究や指導方法について連携が図りにくく、単独で取り組む状況になりやすい ・教職員が児童生徒に対して過保護になりすぎる場合がある ・中学校ではすべての教科の担当教員がそろえられず、免許外の教科を担当せざるを得ないことになる ・教員数が少ないため、出張や研修などの調整が困難である

	・教員の負担が大きくなり、子どもたちに対する、きめ細かな指導ができなくなる恐れがある ・緊急時などにおいて十分な対応が難しい ・P T A活動に伴う保護者の役割分担の負担が大きい。
--	--

◆大規模校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
・多数の集団の中で、認め合い、協力し合い、高め合うことで成長する ・運動会、文化祭などで多様な種目や演目の設定が可能となり、活気あふれるものとなる ・部活動での選択の幅が広がる ・効果的なクラス替えが可能であり、新たな価値観や人間関係の形成に寄与する ・児童生徒間の役割が固定しない ・教員数が多くなり、指導体制が充実し、多様な教育が展開できる ・多くの教職員によって校務分掌を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能である ・学年や教科で複数の教員がいるため、教員間での研修・研究が行いやすく、教員の資質向上に役立つ ・緊急時における支援体制がとりやすく、マンパワーによる柔軟な対応ができる ・P T A活動などにおいて、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。また、予算・人員面から多様な活動が可能となる	・教材、教具などの使用が十分できない ・特別教室、体育館、運動場、プールなどの割り当てに余裕がない ・集団に埋没し個性を発揮できない児童生徒が出てしまうことがある ・児童生徒一人ひとりが活躍する場が少ない ・人数が多く、一人ひとりの活動量が少なかったり、活動の場所が狭かったりする ・同学年内での結びつきが中心となり、異学年との交流が希薄になりがちである ・教職員の増大により、相互の意思疎通を欠き、学校運営における共通認識を確立しにくい ・学年内での対応が多くなり学校としての統一性を欠く可能性がある ・人気のあるクラブに集中し、部活動の指導が困難になることもある ・生徒指導上の問題が複雑化する ・P T A活動などで活動に無関心な保護者が出やすい

5.3 適正規模化の必要性及び効果

学校規模の大小によるメリットやデメリットはさまざまであるが、市内の各学校ではメリットを生かしつつ、デメリットを補うよう最大限の努力をして教育活動を行っている。

しかしながら、今後、少子化が急速に進行し、本市においても更なる児童生徒数の減少が予想されている中、学校の活性化を図るとともに教育効果をより高めるために、小規模化によるデメリットの解消など、よりよい教育環境の構築に向け、基本的な考え方や、それに基づく方策などについて検討を行う必要がある。

適正規模化を進めることにより期待される効果を整理すると、次のようなことが考えられる。

◆適正規模化を進めることにより期待される効果

- ・ クラス替えが新たな気持ちで取り組む機会となり、学ぶ意欲を高めたり、能力や個性を発揮できたりするようになる
- ・ さまざまな友達とかかわることで互いに切磋琢磨し、刺激し合うことができる
- ・ 児童生徒の人間関係の固定化や序列化を防ぐことができる
- ・ 学校行事や部活動が効果的に実施できる
- ・ 中学校において各教科の専門教員が適切に配置できる
- ・ 学年や教科で複数の教員がいるため、教員間での研修・研究が行いやすく、教員の資質向上に役立つ
- ・ 緊急時における支援体制がとりやすく柔軟な対応ができる
- ・ P T A活動の活性化につながる

5.4 適正規模化を行う上での留意点

学校の適正規模化を行う上では、次のことに留意する必要がある。

◆適正規模化を行う上での留意点

- ・経済効率を優先するのではなく、学校教育環境の整備・充実や魅力ある教育の創造を図るものでなくてはならない
- ・保護者や教職員、地域の方々に十分な情報提供を行い、学校の適正規模化の必要性、効果や課題などについて共通理解を得た上で合意形成を図るよう努めなければならない
- ・中心市街地と市周辺部では、さまざまな条件も異なることから、適正規模にない学校をひとまとめに扱うことなく、個々の地域事情に配慮する必要がある
- ・ただちに適正規模化を図ることが難しい場合もあることから、適正規模にない学校では、その規模に応じたメリットを生かすとともに、デメリットを補うに足る特色ある学校づくりや教育活動についても議論を進めていかなければならない
- ・児童生徒数の推移と将来推計を十分に考慮し、常に見直していくことが必要である
- ・通学距離・通学時間や通学路の安全確保に十分配慮する必要がある
- ・児童生徒の学習環境が変わることについての十分な配慮や手立てが必要である
- ・PTAや地域との関係を再構築し、相互の連携・協力を深めることが必要である
- ・子どもと地域、学校と地域のつながりや連携が損なわれるなどの、学校選択制による弊害が生じないように配慮する必要がある
- ・学校の統廃合は、跡地利用の問題を含め、まちづくりに関わることも多いことから、教育委員会だけでなく、市長部局と連携して取り組むことが必要である

5.5 適正規模化の方針

新たな宅地開発や少子化の影響による学校規模の変化などにより、地域によっては、児童生徒の環境に差が生じている。

学校の配置は、学校の規模、今後の児童生徒数の推移、通学区域、地域コミュニティなど、さまざまな条件を満たすことが理想的だが、すべての学校を再配置することは現実的でないため、現在の学校の配置を基準として検討する。

そこで、適正規模化の留意点を踏まえ、適正規模化の方針を次のように定める。

◆適正規模化の方針

- ・適正規模化に向け、まずは地域の小中学校の連携を密にし、魅力ある学校づくりや小中一貫教育の推進を視野に入れながら検討する
- ・学校の適正規模化にあたっては、当該地域又は通学区域に、区・自治会、学校関係者、PTA、青少年育成関係団体などの代表者で構成される検討組織を設置し、それぞれの立場から「児童生徒にとって望ましい教育環境を目指す」「地域のまちづくりを考える」という視点で協議をし、合意形成を図った上で進めていく
- ・複式学級など、教育上望ましくない環境となる場合には、必要な対応を行う
- ・通学区域の変更は、学区審議会において、地域のまとまりや通学距離・通学時の安全性を重視して、慎重に調査・審議を進める

6. まちづくりとしての学校再編

6.1 学校施設の役割

学校施設は、子どもたちにとって1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の1つである。このため、多様な学習内容・学習形態や情報化の進展などの変化に対応することができる施設環境を整備するとともに、子どもたちの学習及び生活のための空間として、豊かな人間性を育むのにふさわしく、十分な安全性、防災性、防犯性を備えた安心感のある施設環境を確保し、環境に配慮した施設整備を行うことも重要である。

教育の質を保証し、教育水準の維持・向上を図るためには、教育の実施を支える教育環境を常に教育の場として好ましい状態に維持する必要がある。そのために、学校施設の継続的な維持・改善を行うことが必要である。

また、学校施設は、子どもたちの教育施設であると同時に、地域住民にとって最も身近な公共施設である。生涯学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される地域コミュニティの拠点であるとともに、地震などの非常災害時には応急避難場所として利用される地域の防災拠点としても重要な役割を担っている。

◆学校施設の役割

- ・学校施設は基本的な教育条件の1つである
- ・教育水準の維持・向上を図るためには、教育環境の継続的な維持・改善が必要である
- ・地域コミュニティの拠点、防災拠点としても重要な役割を担っている

6.2 学校施設の活用

統合などにより使用しなくなった学校施設や土地の利用については、市民共通の貴重な資産としての認識に立ち、公共施設としての利用や整備など、本市のまちづくりの視点から、より効率的な方法を多面的に検討する。また、学校が地域コミュニティの拠点であるとともに、地域の防災拠点でもあることから、地域の方々の活動の場としての利用など、地域の活性化・発展のために有効な活用方法についても検討する。

なお、主な活用方法の例は、次のとおりである。

◆学校施設の活用方法の例

①教育目的の公共施設としての活用

- ・地域ふれあい図書館、郷土美術館、郷土歴史資料館、郷土芸能館、郷土文学館
- ・スポーツ公園、屋内運動場（卓球・柔道・剣道など）
- ・発達障害相談センター、生涯学習推進センター など

②教育外目的の公共施設としての活用

- ・防災拠点施設
- ・特産品展示館、農産物加工施設
- ・伝統行事記念館
- ・史跡公園
- ・健康づくりセンター
- ・音楽ホール など

③地域コミュニティー施設としての活用

- ・お祭り広場
- ・自治会館 など

④民間分野での活用

- ・障がい者・高齢者などのための福祉施設
- ・病院
- ・工場
- ・ギャラリー
- ・学校 など

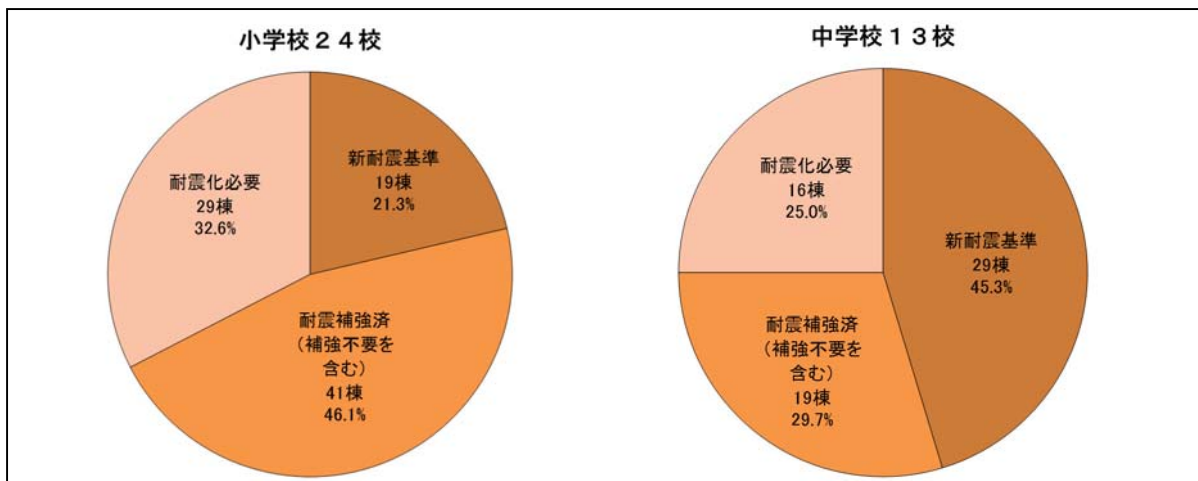
6.3 耐震補強・長寿命化対策

学校施設は、地域コミュニティの中心であり、防災拠点の役割も果たすため、耐震化の推進は極めて重要である。

本来の耐震化計画は、平成27年度までの完了目標であるが、国の前倒し補正予算などを活用し、できるだけ早い時期に耐震化を完了させるため、今後も引き続き最優先で取り組む。

市内小中学校の耐震化率は、平成24年度末時点で対象棟数153棟のうち、耐震性のある建物が108棟となり、耐震化率は70.6%となっている。

◆市内小中学校施設の耐震化状況（平成２４年度末）



平成２５年度には平成２４年度国の東日本大震災復興特別会計予備費を活用し、８４．３％まで進捗する見込みである。

また、東日本大震災においては、被災地を中心に多くの学校施設で天井材、照明器具及び外装材の落下など非構造部材の被害が発生し、一部では非構造部材の落下により負傷する人的被害が生じたほか、学校施設が応急避難場所として使用できないといった事態も発生したことから、学校施設の耐震化だけではなく、天井材や外装材などの非構造部材の耐震対策を図る。

一方、学校施設は、老朽化や機能低下への対応が必要となっている。その際には、環境に配慮した計画的な整備・改修が必要である。本市では、耐震工事に併せて屋上防水や外壁改修、遮熱塗料の採用といった長寿命化対策・老朽化対策を講じている。加えて、膨大な数に上る学校施設について、厳しい財政状況の下、できる限り多くの施設の安全性を確保し、機能向上を図っていくために、安価な工事費ながらも廃棄物やCO2排出の抑制など、環境に配慮した学校施設の長寿命化対策、老朽化対策を図ることが必要である（老朽化対策については、平成２３年に改正された国の「施設整備基本方針」にも盛り込まれたところである）。機能面に関しては、近年の多様な学習内容・学習形態に対応した機能的な計画とすることにより、教育環境の質的向上を図る。その際、省エネ化、再生エネルギー設備の導入、バリアフリー化など現代の社会的要請に応じた整備を図る。

また、建物の償却年限やこれまでの改修履歴だけではなく、建物の劣化状況や、教育内容・方法に応じた現状を適確に把握し、体系的なデータベースとして保管・活用していく。

7. 魅力ある学校づくりとしての学校再編

7.1 地域と連携した特色ある学校づくり

～「公立学校の強みは地域とともにあること」～

魅力ある学校づくりのための、特色ある学校活動の推進には、地域の文化と結びついた取組が欠かせない。地域の文化を学力向上や生徒指導と結びつけることで、より地域に根差した教育が展開され、地域に愛され、地域の人々が誇りに思う特色ある学校づくりが推進される。まさに、「公立学校の強みは、地域とともにあること」と言える。

そこで、春日部市教育委員会では、市の総合振興計画「はぐくみの施策」を受け、各学校が地域と連携した特色ある教育活動を展開するために、「かすかべっ子 はぐくみプラン」を策定している。そこでは、その学校や地域の実態に合わせた特色ある学校づくりのため、次の8つのチャレンジを掲げ、取り組んでいる。

◆8つのチャレンジ

- | | |
|-------------|-------------------------|
| CHALLENGE 1 | 春日部メソッドの開発（学び合いがうれしい教室） |
| CHALLENGE 2 | 小学校英語教育の推進（未来の国際人の育成） |
| CHALLENGE 3 | 理科・科学教育の推進（小さな科学者の育成） |
| CHALLENGE 4 | 読解力・表現力の育成（学ぶ力の育成） |
| CHALLENGE 5 | 教師の学びの支援（意欲ある教師への支援） |
| CHALLENGE 6 | 地域とともに歩む学校（公立学校の強み） |
| CHALLENGE 7 | 芸術・文化活動の推進（豊かな心の育成） |
| CHALLENGE 8 | 心のスクールサポート（個々への支援） |

今後は、「かすかべっ子 はぐくみプラン」を継続するとともに、地域に打って出て、地域文化の伝承・振興の拠点として、地域と連携した地域づくり・学校づくりを推進していく。

そこで、地域と連携した特色ある学校づくりの方針を、次のように定める。

◆地域と連携した特色ある学校づくりの方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・未来の国際人を育てる地域づくり・学校づくり・未来の科学者を育てる地域づくり・学校づくり・子どもたちの学ぶ力を育てる地域づくり・学校づくり・芸術・文化や郷土芸能を育てる地域づくり・学校づくり・地域とともに育つ子どもの地域づくり・学校づくり・おいしい給食と食育の地域づくり・学校づくり・活力のある子どもを育てる地域づくり・学校づくり |
|---|

8. 今後に向けて

8.1 小中一貫教育を推進する上での課題

小中一貫教育を推進する上では、次のような課題が想定される。

◆小中一貫教育を推進する上で想定される課題

- ・ 庄和地域のように、2つの小学校が1つの中学校に進学するのであれば問題ないが、春日部地域では、1つの小学校から2つ以上の中学校に進学したり、1つの中学校に3つ以上の小学校から進学する場合がある。その場合、小中学校の連携が難しくなる
- ・ 9年間を見通した一貫した指導を推進するためには、あらかじめ小中学校の組み合わせが決まっていないと難しい
- ・ 学校、地域（自治会）、PTAなどの連携など、軌道にのせるまでが難しい
- ・ 教員の負担が大きい

8.2 学校再編を推進する上での課題

学校再編を推進する上では、次のような課題が想定されるが、地域によって環境が異なることから、検討段階において地域の特性を十分に踏まえた検討を行い、的確な対応を図ることとする。

◆学校再編を推進する上で想定される課題

- ・ 子どもの学習環境が変化する
- ・ 地域の住民にとって慣れ親しんだ地元の学校への思い入れが強い
- ・ 通学距離が遠くなり、子どもの負担が増えたり、登下校の安全確保に不安が生じる
- ・ 通学距離が長くなる場合には、スクールバスの運行など、通学手段の検討が必要になる
- ・ 学校、地域（自治会）、PTAなどの連携が重要となる
- ・ PTAの組織や学校と地域との関係を再構築しなければならない

9. おわりに

学校は、次代を担う子どもたちが楽しく学び、豊かな人間関係を築いていく場であるとともに、地域コミュニティの中であって、防災拠点にもなっている重要な施設である。基本方針の策定にあたっては、このことを踏まえて、「児童生徒にとって望ましい教育環境の提供」と「まちづくり」という視点で検討してきた。

教育委員会は、この方針を念頭に、学校・保護者・地域と想いを共有し、協働を通じて、その実現を図っていくことで、地域に根ざした魅力ある学校づくりを推進していきたい。